

# 鳥取県県土整備部 ICT 活用工事実施要領

## 1 目的

この要領は、鳥取県県土整備部建設分野 ICT 活用等推進方針に則り、建設分野の生産性向上を目的に、ICT を活用していくために必要な事項を定めたものである。

## 2 ICT 活用工事

ICT 活用工事とは、以下に示す施工プロセスにおいて、情報通信技術を活用し、業務効率の改善及び作業環境の安全確保等を図り、生産性向上を推進する取り組みである。

- (1)3 次元起工測量
- (2)3 次元設計データ作成
- (3)ICT 建設機械による施工
- (4)3 次元出来形管理等の施工管理
- (5)3 次元データの納品

ICT 活用工事のうち、(1)～(5)の施工プロセスの各段階で ICT 活用施工を行うものを全プロセス活用型といい、各段階から実施するプロセスを選択し ICT 活用施工を行うものを LightICT 型という。

## 3 適用

ICT 施工技術の活用にあたっては、調達公告日時点で最新の国土交通省が定める「ICT の全面的な活用の推進に関する実施方針」及び同方針別紙（以下「実施方針等」という。）、各出来形管理の監督・検査要領、出来形管理要領及び各種要領（以下「管理要領等」という。）に基づき実施すること。

国土交通省要領関係等（ICT の全面的な活用）

URL [https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei\\_constplan\\_tk\\_000051.html](https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html)

## 4 ICT 活用工事の実施方法

### (1)発注方式

#### 1) 発注者指定型

発注者指定型は、予定価格 5 千万円以上、かつ土工数量 5,000m<sup>3</sup> 以上の土木工事で適用する発注方式で、2(1)から(5)の全ての施工段階で、ICT 施工技術を活用する。

ただし、ICT 建機による施工が困難な場合等、適用が妥当でないと判断する場合はその限りではない。

なお、ICT の活用にかかる費用は当初設計から計上する。

#### 2) 受注者希望型

受注者希望型は、1)に該当するもの以外の工事で適用する。この方式では、受注者

から希望があり、受注者との協議が整った2(1)から(5)の全ての施工段階で、ICT技術を活用する。

なお、ICTの活用にかかる費用は設計変更の対象とする。

### 3) 受注者希望型(LightICT)

全ての工事（維持工事など発注者が相応しくないと判断した工事を除く。）で適用する。この方式では、受注者から希望があり、2(1)から(5)の施工段階のうち受注者との協議が整ったいずれかのICT技術を活用する。ただし、本実施要領の目的を踏まえ、起工測量及び設計データ作成で得た3次元データは、当該工事におけるその他の作業に活用し生産性向上に資することを条件とする。

・災害復旧工事については、国との調整が必要なため、受注者から希望があった場合、発注機関は技術企画課に協議すること。

・ICTの活用にかかる費用は設計変更の対象とする。

・1)又は2)に該当する工事においても受注者が希望する工種については、適用可能とする。

### (2)発注方法

発注者は、(1)のいずれかに該当する発注工事において、別紙(特記仕様書)に必要事項を記載し、発注図書に添付する。

## 5 工事費の積算

発注者は、ICT活用工事に係る工事の積算は、土木工事標準積算基準及び実施方針等に基づき積算することを基本とし、設計変更により経費計上するものは落札率を乗じた価格により変更契約を行う。

## 6 監督・施工管理・検査

ICT活用工事を実施に当たっては、管理要領等に基づき、監督・施工管理・検査を実施する。

受注者は、4(1)1)から3)の場合、施工管理に当たって情報共有システムを利用し、工事成果品(3次元データ含む)は、「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」に基づき電子納品すること。

発注者及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

## 7 現場見学会・講習会への協力

ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした見学会等を実施する場合には、これに協力すること。

## 8 ICT 活用工事に関する調査等

ICT 活用工事の効果・検証を行うため、発注者が依頼する調査等に協力すること。

附 則

この要領は、平成 29 年 8 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 11 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 10 日から施行する。